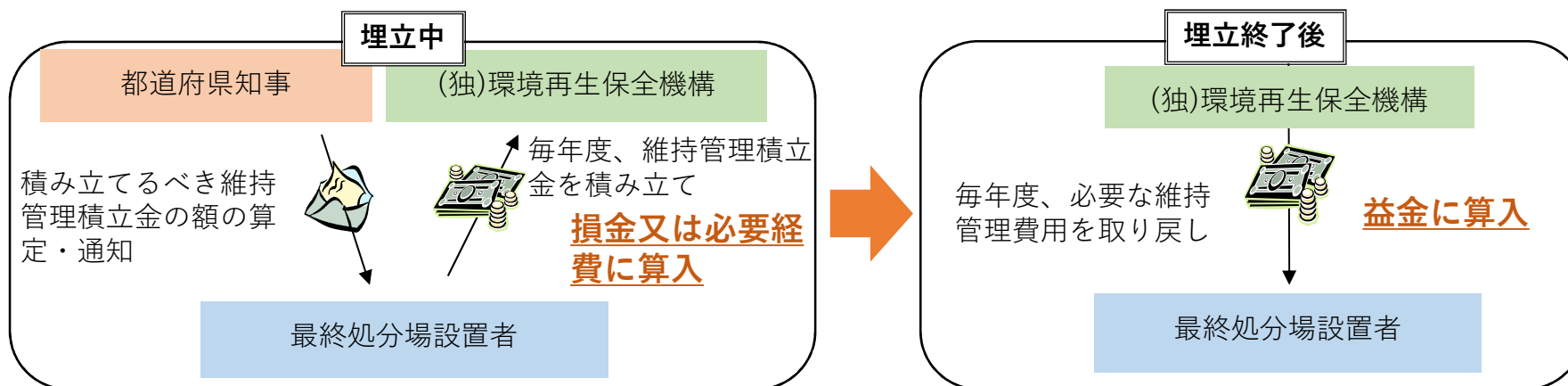


最終処分場設置者の皆様へ 本特例措置を積極的にご活用ください。

最終処分場における維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置 (法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)

特例制度の概要

維持管理積金の積み立て時に、**積立金を損金又は必要経費に算入**することができます。
本件特例措置の申請においては法人税申告書のほか、「**適用額明細書**」の提出も必要です。



制度の変更

令和2年度税制大綱により、損金算入可能な限度額が変わります。

2020年3月31日まで 都道府県知事による通知額の **100%**

2020年4月1日から 都道府県知事による通知額の **60%**

申請手続きの詳細については全国産業資源循環連合会のHPを参照ください。

https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/disposal/ijikanri_tebiki.pdf

